

【交付対象リフォーム工事例 一覧】

基本事項⇒住宅のリフォームを伴わない設備機器、家電、備品等の購入設置・買い替えは交付対象外

No.	リフォームの内容	備考
交付対象	1 既存住宅の増築、一部改築、減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証の写しが必要。
	2 浴室、キッチン、洗面所、トイレのリフォーム	
	3 給排水衛生設備工事	増築、改築、減築工事、その他のリフォームに伴う撤去・移設・修理・取替・新設は対象。（宅外配管・配線工事も含む。）
	4 給湯設備工事	
	5 換気設備工事	
	6 電気設備工事	
	7 ガス設備工事	
	8 オール電化住宅工事	200Vの電気工事を伴う場合は対象。
	9 自然触媒ヒートポンプ給湯器、高効率ガス給湯器	設備工事を伴う場合のみ対象。
	10 屋根の葺替え、塗装、防水工事	屋根廻りの修理なども含む。
	11 外壁の張替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	12 部屋の間仕切りの変更工事	
	13 床材、内壁材、天井材の張替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン、ブラインドの取替えや新設は対象。
	14 床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	15 襖紙、障子紙の張替えや畳の取替え(表替え、裏返しも含む)	
	16 雨樋等の取替えや修理	
	17 建具、開口部の取替えや新設工事	雨戸も対象。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取替えや新設も対象。(破損したガラスの取替え等の場合は対象外)
	18 造付け収納家具工事(造作大工工事が伴うもの)	

※ 上記の内、他の公的助成(補助金、融資等)を受けるものは、その助成対象外の部分のみ対象(補助金や融資の額がわかる書類を提出してください)

一部交付対象	19 バリアフリー改修工事(手摺りの設置、段差解消、廊下幅の拡張)	介護保険居宅介護(予防介護)住宅改修費支給事業、善通寺市障害者等日常生活用具給付事業の助成基準額を控除した額を対象。
	20 耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	善通寺市民間住宅耐震対策支援事業の助成基準額を控除した額を対象。
	21 住宅の解体工事	解体工事のみは対象外。増築、一部改築、減築、その他リフォームに伴う部分の解体工事であれば対象。

交付対象外	22 車庫、物置、倉庫等の附属家の工事	カーポートは対象外
	23 店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅でないため対象外
	24 門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	
	25 植樹、剪定等の植栽工事	
	26 下水道への切替工事	住宅内の改修工事を行う場合は対象。
	27 合併処理浄化槽工事	住宅内の改修工事を行う場合は対象。
	28 雨水浸透ますの設置工事	
	29 太陽熱発電、太陽熱利用設備の設置工事	太陽光発電システムの設置工事は、善通寺市住宅用太陽光発電システム設置費補助金の対象となります。
	30 雨水タンク設備の設置工事	
	31 防犯ライト・カメラの設置工事	
	32 カーテン、ブラインド等の取替えや新設工事	部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
	33 電話、インターネット、テレビアンテナ(地上デジタル)の設置・配線工事	
	34 エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス、石油暖房器具等家具の購入・設置	エアコン、照明器具は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。
	35 消火器等消防用品の各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器は、部屋の改修工事と併せて設置する場合は対象。ガス漏れ警報器も対象外
	36 シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	シロアリ駆除は、改修工事と併せて行う場合は対象。
	37 ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	38 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	